

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和 8年 2月 27日

**「ストップ!滞納」
県税・市町村税 滞納整理強化期間の取組結果について**

県税・市町村税の収入未済額の圧縮及び滞納の発生を防止するため、埼玉県と県内全63市町村は「ストップ!滞納」を合言葉に、令和7年10月から12月までの3か月間を「県税・市町村税 滞納整理強化期間」とし、滞納整理を集中的に実施しました。その取組結果をお知らせします。

1 主な取組内容

給与・売掛金などの債権を中心とした差押えのほか、県と市町村による取組として、不動産の共同公売や共同文書催告を行いました。

また、文書催告では、滞納者の自発的な納付を促すよう、文言やデザインを工夫した催告書を送付しました。

(1) 差押え

差押件数 14,449件

<差押財産の主な内訳>

- | | |
|--------------|-------------|
| ○ 預貯金…9,292件 | ○ 給与…3,195件 |
| ○ 生命保険…838件 | ○ 売掛金等…690件 |
| ○ 不動産…322件 | ○ 自動車…58件 |

(2) 不動産共同公売の実施

- 公売執行機関数…21市町
- 公売公告物件数…57物件（落札物件数…26物件）
- 合計落札価額…467百万円

(3) 文書催告

催告通数…約338千通

2 今後の取組

財産・資力があるにもかかわらず納税されない場合は、給与、売掛金、自動車等の財産の差押えを行うなど、今後も、県と市町村が連携、協力して税収確保対策に取り組んでいきます。

なお、特別な事情があり納税できない場合は、県税事務所やお住まいの市町村担当課に相談していただくようお願いします。